

開発許可の道路基準：袋道路状道路の基準
「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編 第4章第1節第9項

9 袋路状道路（省令第24条第5号）

【条例】

（袋路状道路）

第29条 政令第29条の2第1項第12号の基準に基づく道路の形状は、袋路状としてはならない。ただし、開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の開発行為において、規則で定めるところにより転回広場及び避難通路が設けられている場合にあつては、この限りでない。

【規則】

（袋路状道路）

第24条 条例第29条ただし書に規定する転回広場及び避難通路は、次に定めるところにより設けるものとする。

- (1) 袋路状道路の終端に転回広場が設けられていること。ただし、市長が車両の通行上支障がないと認める場合にあつては、この限りでない。
- (2) 袋路状道路の延長が35メートルを超える場合にあつては、当該道路の区間の35メートル以内ごとに転回広場が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
 - ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合
 - イ 市長が車両の通行上支障がないと認める場合
- (3) 幅員1メートル以上の避難通路で、袋路状道路の終端及び道路、公園その他これらに類するもので避難上有効なものに接続しているものが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
 - ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合
 - イ 市長が避難上支障がないと認める場合

(1) 袋路状の定義

(略)

(2) 条例第29条ただし書の基準

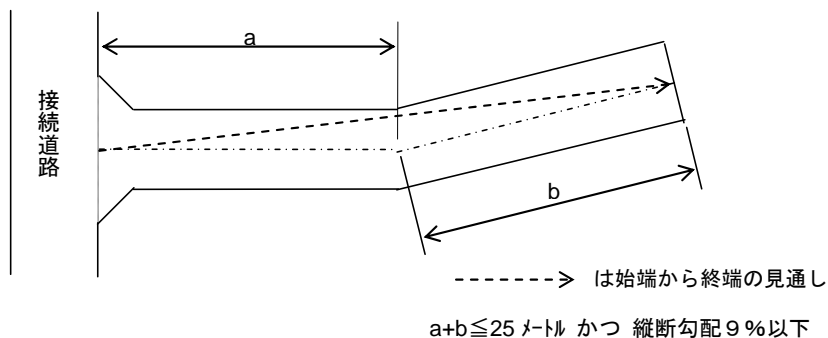
(略)

(3) 規則第24条第1号ただし書きの基準

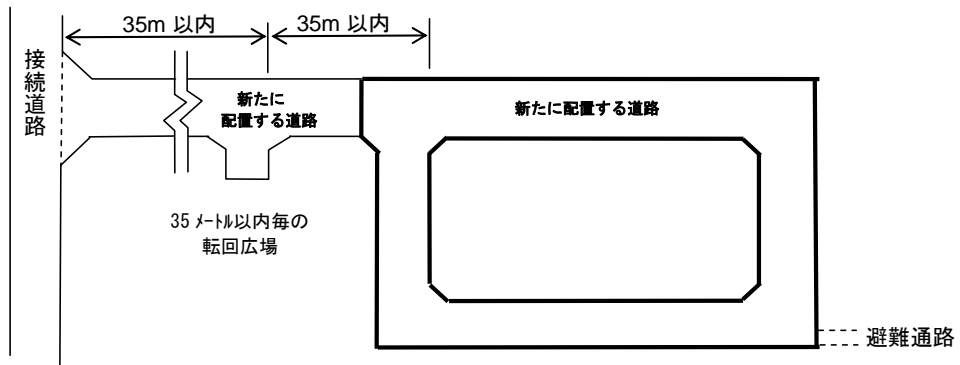
規則第24条第1号ただし書の「市長が車両の通行上支障がないと認める場合」とは、次のア又はイのいずれかに該当する場合をいう。

ア 袋路状道路が次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当し、かつ、当該袋路状道路の接続道路が次の(エ)及び(オ)に該当する場合をいう。

- (ア) 袋路状道路の延長が25メートル以下のもの
- (イ) 道路の縦断勾配が9パーセント以下のもの
- (ウ) 袋路状道路の始端から終端の見通しが可能なもの
- (エ) 車線区分のないもの（車道中央線がないもの）
- (オ) 新たに配置する道路の接続箇所にガードレール又は歩車道境界ブロックにより歩車道分離されている歩道形態が設置されていないもの



イ P字型の袋路状道路の場合



- (4) 規則第 24 条第 2 号アの基準
(略)
- (5) 規則第 24 条第 2 号イの基準
(略)
- (6) 始端に設ける転回広場の設置位置の緩和基準
(略)
- (7) 転回広場の形状
(略)
- (8) 規則第 24 条第 3 号イの基準
(略)
- (9) 避難通路の形態
(略)

(施行期日)

- 1 第 3 号アの基準は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 9 月 30 日までに、法第 29 条第 1 項又は第 35 条の 2 第 1 項の許可の申請を行った開発行為については、なお従前の例による。

開発許可の道路基準：すみ切りの基準
「都市計画法による開発許可の手引」技術基準編 第4章第1節第10項

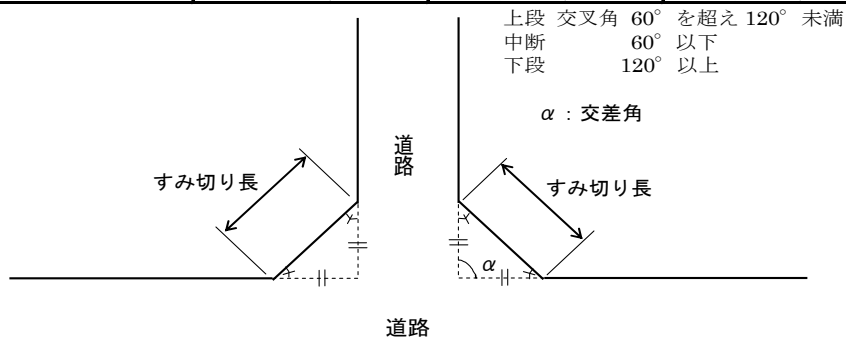
10 すみ切り（省令第24条第6号）

(1) すみ切りの形態

道路はできる限り直角に近い角度で交差させることとし、道路が同一平面で交差、接続又は屈曲する箇所においては、道路の幅員及び交差、接続又は屈曲する角度に応じて、すみ切り長が表-14に示す数値以上となる二等辺三角形のすみ切りを設置すること。ただし、屈曲する箇所については、その角度が150度以上（事業主管理となる道路にあっては、その角度が120度以上）のもの若しくは開発許可又は土地区画整理事業に基づき既にすみ切りが設置されている場合においては、この限りでない。

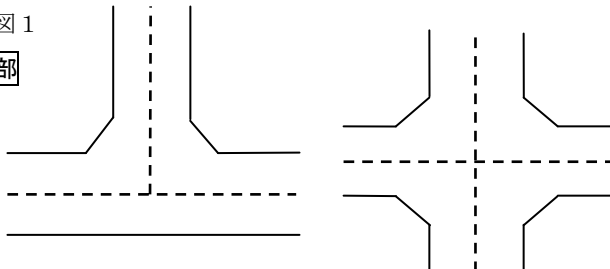
表-14 すみ切り長

| 道路幅員 | 10.5メートル以上 | 6.0メートル以上 10.5メートル未満 | 6.0メートル未満 |
|-------------------------|------------|-------------------------|-----------|
| 10.5メートル以上 | 6メートル | 5メートル | 3メートル |
| | 8メートル | 6メートル | 4メートル |
| | 5メートル | 4メートル | 2メートル |
| 6.0メートル以上 10.5メートル未満 | 5メートル | 5メートル | 3メートル |
| | 6メートル | 6メートル | 4メートル |
| | 4メートル | 4メートル | 2メートル |
| 6.0メートル未満 | 3メートル | 3メートル | 3メートル |
| | 4メートル | 4メートル | 4メートル |
| | 2メートル | 2メートル | 2メートル |



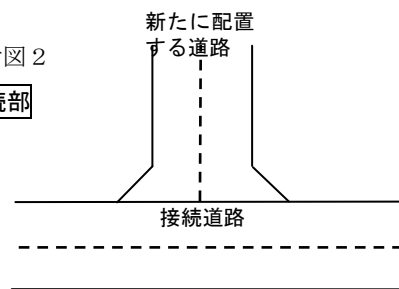
参考図1

交差部



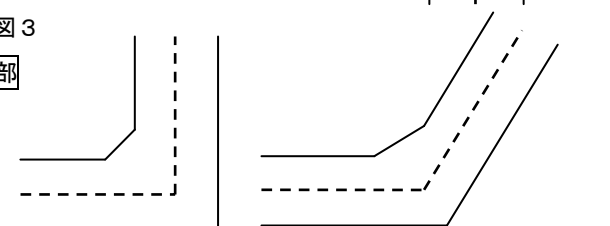
参考図2

接続部



参考図3

屈曲部

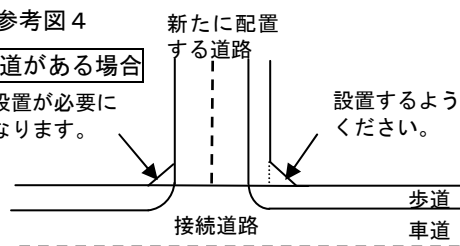


参考図4

歩道がある場合

設置が必要になります。

設置するよう努めてください。



※ 屈曲する角度によってすみ切り設置が不要になる緩和規定があります。

(2) 既存道路を拡幅整備する計画におけるすみ切りの基準

(略)

(3) 開発区域外の既存道路に直接接して行われる計画におけるすみ切りの基準

(略)

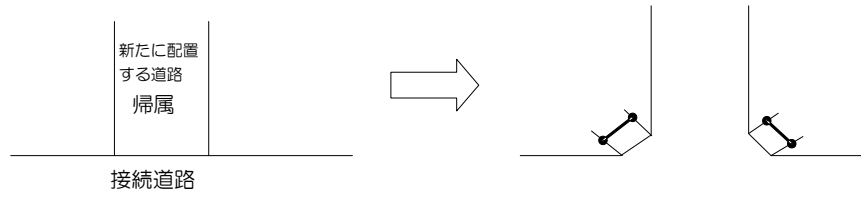
(4) 接続道路と新たに配置する道路の交差部におけるすみ切りの形態

接続道路と新たに配置する道路の交差部におけるすみ切りの形態は、歩道の有無、道路の管理区分等に応じて次のとおりとすること。

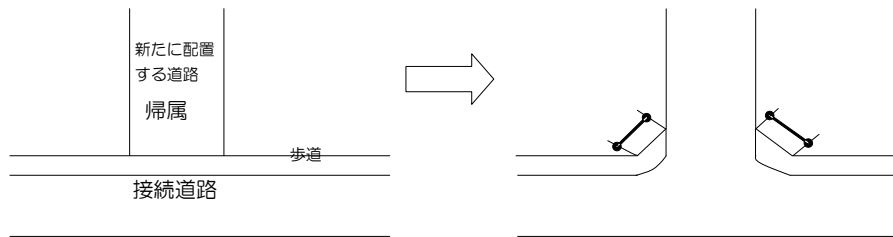
なお、国が管理する国道の場合の形態については、横浜国道事務所との協議によること。

(注：図の中の数値（+50、±0等）は、段差を示す参考数値である。)

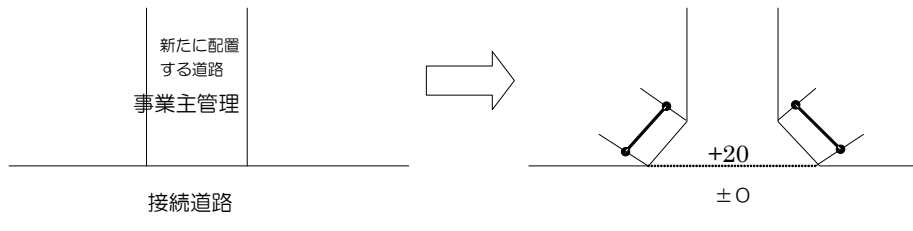
ア 接続道路に歩道がなく、新たに配置する道路（帰属）にも歩道がない場合



イ 接続道路に歩道があり、新たに配置する道路が帰属される場合

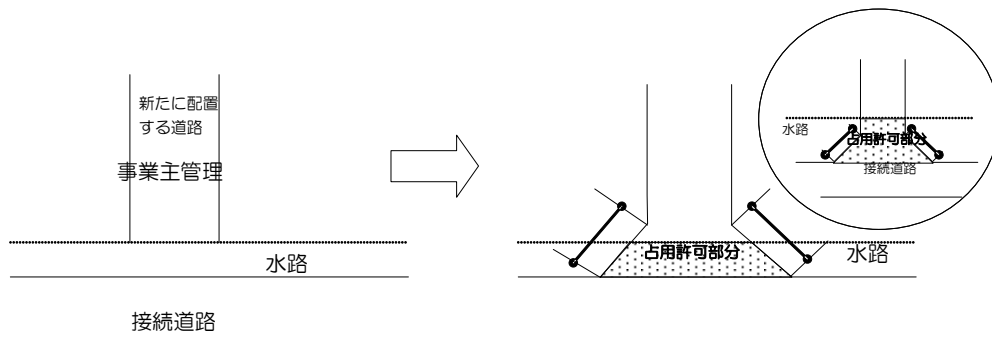


ウ 接続道路に歩道がなく、新たに配置する道路（事業主管理）にも歩道がない場合



..... 部分：既存が U 字溝の場合は、ロックグレーチング（段差はなし）

エ 水路がある場合



(施行期日)

1 第4号の基準は、平成25年4月1日から施行する。